

●香川県公安委員会告示第7号

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則（平成12年香川県公安委員会規則第15号）第30条の3第1項の規定により、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第12条の3に規定する医師を平成21年6月1日次のおり指定したので、同規則第30条の3第3項の規定により告示する。

平成21年6月2日

香川県公安委員会委員長 田 岡 敬 造

医師の氏名	勤務する病院の名称	病院の所在地	診断の対象者
近藤 健治	社会医療法人財団大樹 会総合病院回生病院	坂出市室町3丁目5番28号	銃砲刀剣類所持等取締法 第5条第1項第2号の政 令で定める病気（銃砲刀 剣類所持等取締法施行令 （昭和33年政令第33号） 第5条の2第3号に定め るものを除く。）にかか っている者並びに同法第 5条第1項第3号及び第 4号に掲げる者
吉田 穂束	財団法人大西精神衛生 研究所附属大西病院	高松市上天神町336番地	銃砲刀剣類所持等取締法 施行令第5条の2第3号 に定める病気にかかって いる者
赤澤 正敏	医療法人社団赤心会赤 沢病院	坂出市府中町325番地	銃砲刀剣類所持等取締法 施行令第5条の2第3号 に定める病気にかかって いる者
西紋 孝一	医療法人社団中和会西 紋病院	丸亀市津森町595番地	銃砲刀剣類所持等取締法 施行令第5条の2第3号 に定める病気にかかって いる者
宮崎 雅仁	医療法人社団仁愛会三 好医院	東かがわ市大谷813番地1	銃砲刀剣類所持等取締法 施行令第5条の2第3号 に定める病気にかかって いる者
市川 正浩	医療法人社団光風会三 光病院	高松市牟礼町原883番地1	介護保険法（平成9年法 律第123号）第8条第16 項に規定する認知症であ る者
岡田 理之	三豊総合病院	観音寺市豊浜町姫浜708番 地	介護保険法（平成9年法 律第123号）第8条第16 項に規定する認知症であ る者
馬場 浩一	医療法人社団玉藻会馬 場病院	高松市郷東町580番地	介護保険法（平成9年法 律第123号）第8条第16 項に規定する認知症であ る者
前田 譲二	医療法人社団三和会し おかぜ病院	仲多度郡多度津町堀江4丁 目3番19号	介護保険法（平成9年法 律第123号）第8条第16 項に規定する認知症であ る者